

藤沢記者クラブ各位

中学校給食実施にあたっての基本方針を決定しました！

－ デリバリー方式給食と弁当持参の選択制 －

近年、朝食欠食など食生活の乱れや、肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取りまく問題が深刻化していることから、成長期の中学生にとって栄養のバランスがとれた健全な食生活を送ることが重要となっています。

このことから、教育委員会として「中学校給食実施にあたっての基本方針」を決定しましたので、これに沿って平成26年度に一部の中学校で試行を予定しております。

1. 実施方法

中学校での給食実施に際しては、家庭からの弁当持参が、長年、中学校生活の基本として広く定着していることから、弁当を通して子どもとの関わりを持ち続けたいと考える保護者に配慮する必要があります。

また、食物アレルギーのため、弁当持参を希望する生徒・保護者への配慮や、配膳、片付けに要する日課表への影響、財政面での負担など、様々な課題があります。

このような課題を踏まえて、できるだけ早期に中学校給食を実施する方法として、「**民間業者が調理し配送するデリバリー方式の給食と家庭からの弁当持参の選択制**」とします。

2. 特徴

- (1) 市の栄養士が学校給食実施基準に基づき作成した献立に従って民間業者が調理します。
- (2) 食材の発注は、添加物や農薬、放射能などに配慮して市の栄養士が指定します。
- (3) 献立（メニュー）から希望する日を選んで申し込みができます。



*この資料に関する問い合わせ先



藤沢市役所 教育部 学校給食課

担当： 神尾・須田

内線： 5130

直通： 0466(50)8247